

#### 4. 公害防止管理者制度に係る届出について

3の(2)にもとづき公害防止統括者等を選任等した場合、その旨和歌山県知事もしくは市町長に法の規定に沿った届出が必要です。下記様式の届出書の正本にその写し1通を添えて提出してください。

##### (1) 届出書の種類と届出期限

|   | 届出事項   | 届出書類   | 届出期限                |
|---|--|--|---------------------|
| ① | 公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びそれらの代理者の選任、死亡又は解任 | 公害防止統括者(代理者)、公害防止主任管理者(代理者)、公害防止管理者(代理者)それぞれの選任、死亡・解任届出書、資格を有する者である旨を証する書類 | 選任、死亡又は解任した日から30日以内 |
| ② | 特定事業者について相続又は合併による承継                         | 承継届、事実を証する書面   | 概ね30日以内(遅延なく)       |

##### (2) 届出の様式

各届出の様式は、環境管理課ホームページからダウンロードできますので、利用してください。

##### (3) 届出先区分

届出先区分は、事務委任等の関係で次のとおりです。

|   | 届出先  | 区分  |
|---|------|---|
| 1 | 和歌山県 | 県内(和歌山市除く)の以下の特定工場<br>(1) ばい煙発生施設、汚水等排出施設、粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設を設置する工場<br>(2) 上記各発生施設に加え騒音発生施設又は振動発生施設を併置する工場 |
| 2 | 和歌山市 | 和歌山市内の特定工場  |
| 3 | 市町   | 騒音発生施設又は振動発生施設のみを設置する特定工場<br>(各規制法第3条第1項の規定により指定された地域内)   |

##### (4) 届出先所在地

6の(1)～(3)を参照してください。届出先が和歌山県となっているものについては、**県立各保健(支)所に届出**てください。経由して県環境管理課に届けられます。

なお、届出が和歌山市及び各市町となっているものもありますのでご注意ください。

## 5. 公害防止管理者等の資格取得について

### (1) 当国家資格の取得方法

公害防止管理者等の国家資格を取得するには、次の2種類の方法があります。

#### ①公害防止管理者・公害防止主任管理者国家試験の受験

毎年1回行われる国家試験を受験して資格を取得する。

(この受験には、学歴、年齢、性別及び実務経験等の制限はありません。)

#### ②公害防止管理者・公害防止主任管理者資格認定講習の受講

(1)技術資格又は(2)学歴及び実務経験のある方が、書類審査を経て一定(指定)の講習を受講して有資格者となる。(技術資格、学歴及び実務経験資格の制限があります。詳しくは次の一般社団法人産業環境管理協会ホームページを参照してください。)

### (2) 公害防止管理者・同主任管理者国家試験

#### ①試験実施機関：一般社団法人 産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 (幸ビルディング)

TEL 03-3528-8156 ホームページ：<https://www.jemai.or.jp/>

#### ②管理者区分とその資格(試験・講習の種類)

(13種類)

| 管理者区分                  |       | 特定施設の規模等  |   | 必要とする資格(種類)                        |
|------------------------|-------|---|---|------------------------------------|
| ○公害防止主任管理者             |       | 排出ガス4万Nm <sup>3</sup> /時以上、かつ排水量1万m <sup>3</sup> /日以上 |   | 公害防止主任管理者又は、大気関係1種又は3種かつ水質関係1種又は3種 |
| ①大気関係公害防止管理者(特定施設の規模等) |       |   |   | 必要とする資格<br>(試験・講習の種類)              |
|                        | 特定施設名 | 有害物質  | 排出ガス量   |                                    |
| ①-1                    | ばい煙発生 | 使用  | 4万Nm <sup>3</sup> /時以上                        | 大気関係第1種                            |
|                        | ばい煙発生 | 使用  | 4万Nm <sup>3</sup> /時未満                        | 大気関係第1種か第2種                        |
| ①-2                    | ばい煙発生 | 使用無し  | 4万Nm <sup>3</sup> /時以上                        | 大気関係第1種か第3種                        |
|                        | ばい煙発生 | 使用無し  | 4万Nm <sup>3</sup> /時未満 1万Nm <sup>3</sup> /時以上 | 大気関係第1種～第4種                        |
| ②水質関係公害防止管理者(特定施設の規模等) |       |   |   | 必要とする資格<br>(試験・講習の種類)              |
|                        | 特定施設名 | 有害物質  | 排水量   |                                    |
| ②-1                    | 汚水等排出 | 使用  | 1万m <sup>3</sup> /日以上                         | 水質関係第1種                            |
|                        | 汚水等排出 | 使用  | 1万m <sup>3</sup> /日未満 ※特定地下浸透水                | 水質関係第1種か第2種                        |
| ②-2                    | 汚水等排出 | 使用無し  | 1万m <sup>3</sup> /日以上                         | 水質関係第1種か第3種                        |
|                        | 汚水等排出 | 使用無し  | 1万m <sup>3</sup> /日未満 1千m <sup>3</sup> /日以上   | 水質関係第1種～第4種                        |
| 管理者区分                  |       | 必要とする資格(試験・講習の種類)                                     |   |                                    |
| ③特定粉じん関係公害防止管理者        |       | 特定粉じん関係もしくは大気関係第1種～第4種                                |   |                                    |
| ④一般粉じん関係公害防止管理者        |       | 一般粉じん関係もしくは特定粉じん関係あるいは大気関係第1種～第4種                     |   |                                    |
| ⑤-1・2 騒音関係・振動関係公害防止管理者 |       | 騒音・振動関係   |   |                                    |
| ⑥ダイオキシン類関係公害防止管理者      |       | ダイオキシン類関係   |   |                                    |

※平成17年度以前の騒音関係有資格者、振動関係有資格者は、各関係のみの資格を有するものとされます。

③国家試験の受験から資格取得までのスケジュール

例年、スケジュールは以下のとおりです。詳しくは、試験実施機関である一般社団法人産業環境管理協会にお問い合わせください。

|        |               |
|--------|---------------|
| 願書受付期間 | 7月初日～末日       |
| 受験票送付  | 9月上旬          |
| 試験日    | 10月第1日曜日（1日間） |
| 合格発表   | 12月中旬         |

※平成18年度受験者より科目別合格制度が適用されています。

（科目別合格者の3年以内積み重ね認定、資格別合格者の共通試験科目免除など）

④受験案内の入手及び受験申込

受験案内は、一般社団法人産業環境管理協会のホームページから入手でき、受験申込は同ホームページからインターネット申込となっています。

(3) 公害防止管理者・同主任管理者資格認定講習の受講

認定講習は、技術資格又は、学歴及び実務経験資格を有する方を対象に行うもので、書類審査を経て規定の講習を受講し、かつ、修了試験に合格した場合、国家試験に合格した場合と同等の資格が付与されます。

①資格認定講習の実施機関（経済産業大臣及び環境大臣の登録機関（年度毎更新））

| 実施機関                          | 所在地（電話・ホームページ）   |
|-------------------------------|--|
| ①一般社団法人 産業環境管理協会              | <p>○一般社団法人 産業環境管理協会<br/>公害防止管理者試験センター<br/>〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1<br/>（幸ビルディング）<br/>TEL 03-3528-8156<br/>ホームページ：<a href="https://www.jemai.or.jp/">https://www.jemai.or.jp/</a></p> <p>○一般社団法人 産業環境管理協会 関西分室<br/>〒550-0012 大阪市西区立売堀一丁目2番12号<br/>（本町平成ビル4階）<br/>TEL 06-6536-2525 FAX 06-6536-2526</p> |
| ②一般社団法人 日本砕石協会<br>（一般粉じん関係のみ） | <p>〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-2<br/>（第二平森ビル階）<br/>TEL 03-5435-8830 FAX 03-5435-8851</p>   |

※資格認定講習の詳細については、①もしくは②の機関にお問い合わせください。

## ②資格認定講習受講から資格取得までのスケジュール

実施機関によって異なりますので、詳しくは各実施機関にお問い合わせください。

【一般社団法人産業環境管理協会】の場合、概ねスケジュールは以下のとおりです。

|             |   |
|-------------|---|
| 案内書公開       | 10月中旬   |
| 仮申込み受付期間    | 10月中旬～2月下旬  |
| 受講通知・本申込書送付 | (受講方法や内容により締切期日、送付期日が違います。)                       |
| 受講期間        | 11月上旬～3月下旬  |
| 修了試験        | e-ラーニング講習の場合、視聴を終了し、受験案内後3週間以内。<br>対面講習の場合、最終受講日。 |
| 修了証書授与      | 12月末までに実施した講習の場合、2月末まで。<br>1～3月に実施した講習の場合、5月上旬まで。 |

※令和4年度よりe-ラーニング講習(インターネット上で配信される講義を規定時間視聴したあと、CBT\*による修了試験を受ける講習)が開始されています。これまでの対面講習が実施されるかは一般社団法人産業環境管理協会にお問い合わせください。

\*CBT(Computer Based Testing) …全国に設置している試験会場でパソコンを使用して行うテスト。和歌山県内では、和歌山市と田辺市の2か所の試験会場から選べます。

※修了試験の内容は国家試験に準じた難易度になっており、不合格であれば資格は得られません(再試験なし)。

## ③案内書及び仮申込書の入手

受講案内書及び仮申込書は、各講習実施機関のホームページから入手できます。

※仮申込には、受講内容に対応した技術資格又は学歴及び実務経験資格を証明する書類の提出が必要です。

## 6. 和歌山県内の問い合わせ先

### (1) 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-441-2688 FAX 073-441-2689

### (2) 和歌山県立各保健所（支所）

| 名称（振興局衛生環境課兼任） | 所在地             | 電話           | F A X        |
|----------------|-----------------|--------------|--------------|
| 海南保健所          | 海南市大野中 939      | 073-483-8825 | 073-482-3786 |
| 岩出保健所          | 岩出市高塚 209       | 0736-61-0048 | 0736-62-8720 |
| 橋本保健所          | 橋本市高野口町名古曾 927  | 0736-42-5443 | 0736-42-5466 |
| 湯浅保健所          | 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 | 0737-64-1293 | 0737-64-1290 |
| 御坊保健所          | 御坊市湯川町財部 859-2  | 0738-24-3617 | 0738-22-8751 |
| 田辺保健所          | 田辺市朝日ヶ丘 23-1    | 0739-26-7934 | 0739-26-7935 |
| 新宮保健所串本支所      | 東牟婁郡串本町西向 193   | 0735-72-0525 | 0735-72-2739 |
| 新宮保健所          | 新宮市緑ヶ丘 2-4-8    | 0735-21-9631 | 0735-22-6225 |

### (3) 和歌山県内市町村担当課（和歌山市以外は騒音・振動発生施設に関してのみ）

| 市町村名  | 担当課名  | 郵便番号     | 所在地               | 電話番号         |
|-------|-------|----------|-------------------|--------------|
| 和歌山市  | 環境政策課 | 640-8511 | 和歌山市七番丁 23        | 073-435-1114 |
| 海南市   | 環境課   | 642-8501 | 海南市南赤坂 11         | 073-483-8457 |
| 橋本市   | 生活環境課 | 648-8585 | 橋本市東家 1-1-1       | 0736-33-6100 |
| 有田市   | 生活環境課 | 649-0392 | 有田市箕島 50          | 0737-83-1111 |
| 御坊市   | 環境衛生課 | 644-8686 | 御坊市菌 350          | 0738-23-5506 |
| 田辺市   | 環境課   | 646-8545 | 田辺市新屋敷町 1         | 0739-26-9927 |
| 新宮市   | 生活環境課 | 647-8555 | 新宮市春日 1-1         | 0735-23-3348 |
| 紀の川市  | 環境衛生課 | 649-6492 | 紀の川市西大井 338       | 0736-77-2511 |
| 岩出市   | 生活環境課 | 649-6292 | 岩出市西野 209         | 0736-62-2141 |
| 紀美野町  | 住民課   | 640-1192 | 海草郡紀美野町動木 287     | 073-489-5903 |
| かつらぎ町 | 環境課   | 649-7192 | 伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160  | 0736-22-0300 |
| 九度山町  | 住民課   | 648-0198 | 伊都郡九度山町九度山 1190   | 0736-54-2019 |
| 高野町   | 生活環境課 | 648-0211 | 伊都郡高野町高野山 19-2    | 0736-56-3760 |
| 湯浅町   | 住民生活課 | 643-0002 | 有田郡湯浅町青木 668-1    | 0737-64-1102 |
| 広川町   | 住民環境課 | 643-0071 | 有田郡広川町広 1500      | 0737-23-7714 |
| 有田川町  | 環境衛生課 | 643-0021 | 有田郡有田川町下津野 2018-4 | 0737-52-2111 |
| 美浜町   | 住民課   | 644-0044 | 日高郡美浜町和田 1138-278 | 0738-23-4904 |
| 日高町   | 住民生活課 | 649-1213 | 日高郡日高町高家 626      | 0738-63-3800 |
| 由良町   | 住民福祉課 | 649-1111 | 日高郡由良町里 1220-1    | 0738-65-0201 |
| 印南町   | 生活環境課 | 649-1534 | 日高郡印南町印南 2570     | 0738-42-1732 |
| みなべ町  | 生活環境課 | 645-0002 | 日高郡みなべ町芝 742      | 0739-72-3605 |

|       |       |          |                      |              |
|-------|-------|----------|----------------------|--------------|
| 日高川町  | 住民課   | 649-1324 | 日高郡日高川町土生 160        | 0738-22-1701 |
| 白浜町   | 生活環境課 | 649-2211 | 西牟婁郡白浜町 1600         | 0739-43-6586 |
| 上富田町  | 住民生活課 | 649-2192 | 西牟婁郡上富田町朝来 763       | 0739-34-2373 |
| すさみ町  | 環境保健課 | 649-2621 | 西牟婁郡すさみ町周参見 4089     | 0739-55-4803 |
| 那智勝浦町 | 住民課   | 649-5392 | 東牟婁郡那智勝浦町築地 7 丁目 1-1 | 0735-52-0559 |
| 太地町   | 住民福祉課 | 649-5171 | 東牟婁郡太地町太地 3767-1     | 0735-59-2335 |
| 古座川町  | 住民生活課 | 649-4104 | 東牟婁郡古座川町高池 673-2     | 0735-72-0180 |
| 北山村   | 住民福祉課 | 647-1603 | 東牟婁郡北山村大沼 42         | 0735-49-2331 |
| 串本町   | 住民課   | 649-3592 | 東牟婁郡串本町サンゴ台 690      | 0735-67-7217 |